

栃木県公報

平成25年6月28日(金) 第2491号

	目 次	
○栃木	:県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正	577
	:県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
O 1//J/1	告 示	010
○補助	」金等の名称等を定める告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	578
	ん金付証票の発売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指	
定…		582
○障害	者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指	
,	·退···································	
○特定	計量器の定期検査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	583
○県営	土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	585
○道路	の区域の変更	585
	選挙管理委員会	
○栃木	:県選挙等執行規程の一部改正	586
○栃木	:県選挙事務等取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	586
	人事委員会	
○公益	的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正	589
	公安委員会	
○栃木	:県子どもを犯罪の被害から守る条例施行規則の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	589
	調達等公告	
○落札	.者等の公示	590
○同…		590
○同…		590
	規 則 則	
栃木旦	·	
	- 県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。	
	成二十五年六月二十八日	
1-1	版大県知事 福 田 福 丁	
	栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(ガラリュ)を持ついる。	
货卡	-県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年栃木県規則第七十五号)の一部を次のように改正権プリ権等。 て 本語言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言	14
16°		,)

加える。第三条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を

る資金・十二年以内三一条林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第十一条第一項に規定す

第三条第二項中「及び第六号」を「、第四号及び第七号」に改める。

附則第三項中「第三条」の下に「(第一項第三号を除く。)」を加え、「同項第三号から第六号まで」を

「同項第四号から第七号まで」に改める。

三

この規則は、公布の日から施行する。

(休業振興課)

栃木県規則第四十六号

栃木県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

栃木県知事 猫 田 ∱iı⊞

栃木県農漁業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県農漁業災害対策特別措置条例施行規則(昭和四十三年栃木県規則第二十七号)の一都を次のように改 正する。

第三条第二号中「三年以内」を「三年(一年以内の据置期間を含む。)以内」に、「五年以内」を「五年 (二年以内の据置期間を含む。) 以内のもの」に改める。

第四条中「たい肥舎」を「堆肥舎」に、「果樹だな」を「果樹棚」に、「牧さく」を「牧柵」に改め、同条 第二号中「以内(据置一年を置くことができる。)」を「(二年以内の据置期間を含む。)以内のもの」に改 &10°

第五条第二号中「以内(据置一年を置くことができる。) 一を「(一年以内の据置期間を含む。)以内一 に、「以内(搱置二年を置くことができる。)」を「(二年以内の搱置期間を含む。)以内のもの」に改め 10°

温

- こ この規則は、公布の日から施行する。
- 2 攻正後の第三条から第五条までの規定は、平成二十五年五月二十日以後に栃木県農漁業災害対策特別措置 条例(昭和四十三年栃木県条例第五号)第三条の規定により指定された災害に係る災害経営資金、施設復旧 資金及び家畜再生産資金について適用し、同日前に同条の規定により指定された災害に係る災害経営資金、 施設復旧資金及び家畜再生産資金については、なお従前の例による。

(農政課)

認定森林所

有若等

告 示

栃木県告示第三百八十三号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平 成二十五年度分の補助金等から適用する。

平成二十五年六月二十八日

栃木県知事 更 \mathbb{H} ĤΠÌ

環境森林部の部森林整備課の款水源林再生整備促進事業費補助金の項交付の目的の欄中「はく皮、気象上の 原因による災害等」を「剥皮」に改め、「整備」の下に「及びヤマビルが生息している森林の林床整理」を加 え、「かん養機能」を「涵養の機能」に改め、同項交付の対象である事務又は事業の内容の欄、交付率又は金 額の欄及び交付の相手方の欄を次のように改める。

一 水源林再生整備促進事業

森林法第十二条第一項に規定する認定森林所有者等であつて知 事が適当と認めるもの(以下この項において「認定森林所有者 等一という。)が水源林再生整備促進事業実施要領(平成二十二 年九月一日付け森整第三百五十二号環境森林部長通知)に基づき 行う次に掲げる事業に要する経費

〕 被害地整理

標準経費の百分の百以 \mathbb{K}

① 作業路開設 慄準経費の百分の百以 ① 人工造林 標準経費の百分の六・ 五以内 圆 保管(下型) 標準経費の百分の二十 王・五以内 田 鳥獣害防止施設等整備 標準経費の百分の八・ 五以内 二 水源林環境整備モデル事業 標準経費の百分の百以一認定森林所 認定森林所有者等が水源林再生整備促進事業実施要領に基づき \mathbb{K} 有若染 行う林床整理に要する経費

(森林整備課)

栃木県告示第384号

当せん金付証票を次のとおり発売するので、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定により告示する。

平成25年6月28日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

1 名称

第375回地域医療等振興自治宝くじ

- 2 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区内幸町1丁目1番5号
- 3 発売の数及び総額 1,000万枚 20億円
- 4 証票金額
 - 1枚 200円
- 5 証票型式 開封式
- 6 発売期間

平成25年8月3日(土)から同月13日(火)まで

7 抽せん期日

平成25年8月15日(木)

- 8 当せん金品の支払又は交付の開始期日 平成25年8月20日(火)
- 9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	5,000万円	2本
1 等	の前後賞	1,000万円	4本
1等	の組違い賞	10万円	198本
2	等	1,000万円	10本
3	等	100万円	100本
4	等	10万円	1,000本
5	等	10,000円	10,000本
6	等	2,000円	100,000本
7	等	200円	1,000,000本

計

1,111,314本

- 10 その他
 - (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
 - (2) 証票は、転売することができない。

 \coprod

1 名称

第376回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区内幸町1丁目1番5号

- 3 発売の数及び総額
 - 1,000万枚 10億円
- 4 証票金額

1枚 100円

5 証票型式

開封式

6 発売期間

平成25年8月7日(水)から同月20日(火)まで

7 抽せん期日

平成25年8月22日(木)

8 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成25年8月27日(火)

9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	1,000万円	2本
1	等の前後賞	500万円	4本
1	等の組違い賞	5万円	198本
2	等	100万円	20本
3	等	10万円	200本
4	等	1万円	3,000本
5	等	5,000円	20,000本
6	等	1,000円	100,000本
7	等	100円	1,000,000本
	計		1,123,424本

- 10 その他
 - (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
 - (2) 証票は、転売することができない。

 \prod

1 名称

第377回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区内幸町1丁目1番5号

3 発売の数及び総額

1,000万枚 20億円

- 4 証票金額
 - 1枚 200円
- 5 証票型式

被封式(スクラッチ)

6 発売期間

平成25年8月7日 (水) から同月20日 (火) まで

7 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成25年8月7日(水)

8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

当せん本数	当せん金	級		等
40本	100万円	等		1
600本	10万円	等		2
118,100本	1,000円	等		3
1,000,000本	200円	等		4
50,000本	10,000円	賞	別	特
1,168,740本			計	

- 9 その他
- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

IV

1 名称

第378回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区内幸町1丁目1番5号

- 3 発売の数及び総額
 - 1,250万枚 25億円
- 4 証票金額
 - 1枚 200円
- 5 証票型式

被封式 (スクラッチ)

6 発売期間

平成25年10月2日(水)から同月15日(火)まで

7 当せん金品の支払又は交付の開始期日

平成25年10月2日(水)

8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

当せん本数	当せん金	級		等
100本	50万円	等		1
2,000本	5万円	等		2
122,750本	1,000円	等		3
1,250,000本	200円	等		4
125,000本	5,000円	賞	別	特
1,499,850本			計	

- 9 その他
 - (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。

(2) 証票は、転売することができない。

V

1 名称

第379回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区内幸町1丁目1番5号

- 3 発売の数及び総額
 - 1,500万枚 30億円
- 4 証票金額

1枚 200円

5 証票型式

開封式

6 発売期間

平成25年11月6日(水)から同月19日(火)まで

7 抽せん期日

平成25年11月21日(木)

- 8 当せん金品の支払又は交付の開始期日 平成25年11月26日 (火)
- 9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

当せん本数	当せん金	等 級	2
3本	3,000万円	1 等	
6本	1,000万円	1等の前後賞	
447本	10万円	1等の組違い賞	
4本	1,000万円	2 等	
150本	100万円	3 等	
1,500本	10万円	4 等	
150,000本	2,000円	5 等	
1,500,000本	200円	6 等	
30,000本	10,000円	健康ハツラツ賞	1
1,682,110本		計	

- 10 その他
 - (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
 - (2) 証票は、転売することができない。

(財政課)

栃木県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規 定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成25年6月28日

栃木県知事	福	田	富	_

名称	所 在 地	開設者名	指 定年月日	自立支援 医療の種類
柏倉医院	宇都宮市峰 1-30-11	柏倉 浩一	平成25年 6月19日	精神通院医療

株式会社ピノキオ ファーマシーズ ピノキオファーマ シーズ高根沢店	高根沢町光陽台5-7-3	株式会社ピノキオファーマシー ズ 代表取締役 田中 秀和	平成25年 6月13日	精神通院医療
とちぎ薬局美原店	大田原市美原 2-3197- 18	株式会社ジェイピー 代表取締役 渡部 智次	平成25年 6月1日	精神通院医療
あおば薬局鶴田	宇都宮市鶴田町720-1	栃木薬樹株式会社 代表取締役 吉田 圭吾	平成25年 6月1日	精神通院医療
イエロー・グリー ン薬局みね店	宇都宮市峰 1-29-19	株式会社ミック 代表取締役 中川 春原	平成25年 6月19日	精神通院医療
中央薬局佐野店	佐野市小中町1255-1	株式会社パワーファーマシー 代表取締役 渡邊 和裕	平成25年 6月1日	精神通院医療

栃木県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

平成25年6月28日

栃木県知事 福 田 富 一

名称	所 在 地	開 設 者 名	指定辞退 年 月 日	自立支援 医療の種類
かとう薬局	宇都宮市元今泉1-1-12	加藤 悦子	平成25年 3月31日	精神通院医療
石﨑薬局	宇都宮市南大通り1-1- 12 宇都宮ダイカンプラ ザ	有限会社石﨑薬局 石﨑 一郎	平成25年 3月31日	精神通院医療
訪問看護ステ・ ションあんず	- 足利市田中町100	医療法人杏林会 理事長 今井 宏彰	平成25年 3月31日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第387号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成25年6月28日

栃木県知事 福 田 富 一

1 計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査(2の定期検査を除く。)

[Z		域	其	月			日	- 場	所
		以	年	月	日	時	間	- <i> </i>	ראו
			平成25年	E9月3日	1 (火)	午前10時から午	一後3時まで		
			平成25年	E9月4日	引 (水)	午前10時から午	-後3時まで		
真	畄	市	平成25年	E9月5日	引 (木)	午前10時から午	-後3時まで	真岡市青年女性会館	
			平成25年	E9月6日	(金)	午前10時から午	-後3時まで		

			平成25年9月9日(月)	午前10時から午後3時まで	真岡市石島893-15 二宮コミュニティセンター
			平成25年9月10日 (火)	午前10時から午後3時まで	
			平成25年9月11日 (水)	午前10時から午後3時まで	
	平成25年9月12日 (木)	午前10時から午後3時まで	- 小山市中央町1-1-1		
小	Ш	市	平成25年9月13日(金)	午前10時から午後3時まで	小山市役所
/J.	Щ	113	平成25年9月17日(火)	午前10時から午後3時まで	
			平成25年9月18日 (水)	午前10時から午後3時まで	
			平成25年9月19日 (木)	午前10時から午後3時まで	小山市間々田1960-1 小山市間々田公民館
			平成25年9月20日(金)	午前10時30分から午後3時まで	足利市福富町398-2 足利市梁田公民館
			平成25年9月24日(火)	午前10時30分から午後3時まで	足利市鹿島町630-1 足利市山前公民館
			平成25年9月25日 (水)	午前10時30分から午後3時まで	足利市有楽町837
			平成25年9月26日 (木)	午前10時30分から午後3時まで	足利市民会館
			平成25年9月27日(金)	午前10時30分から午後3時まで	足利市八椚町390-1 足利市毛野公民館
足	利	市	平成25年9月30日(月)	午前10時30分から午後3時まで	足利市百頭町2024-1 足利市御厨公民館
<i>L</i>	Ąυ	113	平成25年10月2日(水)	午前10時30分から午後3時まで	足利市堀込町2843 足利市山辺公民館
			平成25年10月3日(木)	午前10時30分から午後3時まで	足利市西宮町2838 さいこうふれあいセンター
			平成25年10月4日(金)	午前10時30分から午後3時まで	足利市助戸仲町453-2 足利市助戸公民館
			平成25年10月7日(月)	午前10時30分から午後3時まで	足利市葉鹿町 1-20-5 足利市葉鹿公民館
			平成25年10月8日(火)	午前10時30分から午後3時まで	足利市利保町 2-14-1 足利市北郷公民館
			平成25年10月9日(水)	午前10時30分から午後3時まで	佐野市堀米町1173 佐野市城北地区公民館
			平成25年10月10日(木)	午前10時30分から午後3時まで	佐野市村上町 9 佐野市吾妻地区公民館
			平成25年10月11日(金)	午前10時30分から午後3時まで	佐野市寺中町2297-1 佐野市植野地区公民館
			平成25年10月15日(火)	午前10時30分から午後3時まで	佐野市赤見町3082 佐野市赤見地区公民館
佐	野	市	平成25年10月16日(水)	午前10時30分から午後3時まで	Hamz-la A. H. J. Modor -
			平成25年10月17日(木)	午前10時30分から午後3時まで	佐野市金井上町2519 佐野市中央公民館
			平成25年10月18日 (金)	午前10時30分から午後3時まで	I TO TO TO TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL TOT

第2491号(585)

	平成25年10月21日(月)	午前10時30分から午後3時まで	佐野市田沼町974-1 佐野市役所田沼庁舎
	平成25年10月22日(火)	午前10時30分から午後3時まで	佐野市栃本町2237-1 たぬまふるさと館
	平成25年10月23日(水)	午前10時30分から午後3時まで	佐野市葛生東 1 -11-10
	平成25年10月24日(木)	午前10時30分から午後3時まで	佐野市役所葛生庁舎敷地内
真 岡山 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	各区域の期日の初日から 平成25年12月20日(金) まで(土曜日、日曜日及 び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日を除 く。)	午前9時から午後4時まで	宇都宮市ゆいの杜 1 - 5 -64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の 場所で行う定期検査

計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

X		域	期	日
真	岡	市	平成25年9月17日(火)から同年12月20日(金)まで(当 の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する	
小	山	市	平成25年9月24日(火)から同年12月20日(金)まで(当 の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する	
足	利	市	平成25年10月4日(金)から同年12月20日(金)まで(当 の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する	
佐	野	市	平成25年10月23日(水)から同年12月20日(金)まで(当 の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する	

(産業政策課)

栃木県告示第388号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成25年6月28日

栃木県知事 福 田 富 一

事	業	名	地	域	名	縦	覧	期	間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営上奥 (区画整		土地改良 業	上身	型沢均	也区	平成25 同月29	•		日から	平成25年8月13日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年6月28日から同年7月29日まで一般の縦 覧に供する。

平成25年6月28日

栃木県知事 福 田 富 -

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小来川文挾石那田線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
140	前	鹿沼市板荷1798-2から 鹿沼市板荷1898-1まで		$7.3 \sim 23.7$	466.0		
149	後	鹿沼市板荷1798-2から 鹿沼市板荷1898-1まで		$12.2 \sim 38.5$	466.0		

(道路保全課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第三十五号

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示

第九条の四中「第百四十三条第一項第四号の三」を「第百四十三条第一項第四号の三」に改める。栃木県選挙等執行規程(昭和二十五年栃木県選挙管理委員会告示第九号)の一部を次のように改正する。

温器

この規程は、告示の日から施行する。

栃木県選挙管理委員会告示第三十六号

栃木県選挙事務等取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

栃木県選挙事務等取扱規程の一部を改正する告示

る。 栃木県選挙事務等取扱規程(平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第三十一号)の一部を次のように改正す

三記第二十一小様式(~○一) 中「臺灣留屋場」や「留屋施設」に対める。

別記第四十五号様式(その一)及び(その二)を次のように改める。

(その1)

何選举長告示第何号

平成何年何月何日に行う何選挙につき、栃木県第何区において候補者として次のとおり届出があった。 平成何年何月何日

何選挙長 氏 名

届出受番	受理 号	届 出年月日	候補者届出 政党の名称	(ふりがな) 候補者氏名	本	籍	住	所	生月	年日	職	業	一のウェブサイ ト等のアドレス

備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の様式である。
- 2 「候補者届出政党の名称」欄には、公職選挙法第86条第1項の規定により候補者を届け出た候補者届 出政党の名称を記載することとし、同条第2項又は第3項の規定による届出については「(本人届出)」 又は「(推薦届出)」と記載すること。
- 3 「候補者氏名」欄には、通称の認定をした場合は、当該通称のみを記載し、ふりがな(仮名書きの部分を除く。)を付すこと。
- 4 同一の名称の候補者届出政党が2以上ある場合においては、「候補者届出政党の名称」欄の右に、本部の所在地その他の同一の名称の候補者届出政党を区別するに足りる事項を記載した欄を設けること。
- 5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスが届け出られた場合に記載すること。

(その2)

何選挙長告示第何号

平成何年何月何日に行う何選挙につき、(何選挙区において) 候補者として次のとおり届出があった。 平成何年何月何日

何選挙長 氏 名

届出受理番 号	届 出 年月日	届出の別	本	籍	住	所	生月	年日	党	派	職	業	一のウェブサイ ト等のアドレス

備考

- 1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の選挙の場合の様式である。
- 2 「届出の別」欄には、「本人届出」又は「推薦届出」の別を記載すること。
- 3 「候補者氏名」欄には、通称の認定をした場合は、当該通称のみを記載し、ふりがな(仮名書きの部分を除く。)を付すこと。
- 4 「党派」欄には、候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載すること。ただし、立候補届 出書に記載された政党その他の政治団体の名称が字数20を超える場合は、公職選挙法施行令第89条第4 項の規定による略称を「(略称) 何々」と記載すること。
- 5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスが届け出られた場合に記載すること。

温温

- こ この規程は、告示の日から施行する。
- にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日まで日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又はこの規程の施行の2 改正後の栃木県選挙事務等取扱規程の規定(同規程別記第二十一号様式の規定を除く。)は、この規程

人事委員会

栃木県人事委員会規則第二十号

平成二十五年六月二十八日公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県人事委員会委員長 平 聞 幸 男

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

別表第一第一項第一号を次のように改める。

(1) 公益財団法人とちぎ未来づくり財団

別表第一第一項第三号及び第四号を次のように改める。

- (3) 一般社団法人栃木県産業環境管理協会
- (4) 公益財団法人栃木県環境保全公社

第二十号を第十九号とする。 第二十号を第十九号とする。 と新畑町団」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、 十七号中「団団 本一の第十四号までを一号での「別のは、同項を第十五号と、同項中第十五号とし、同項第 を第八号とし、第十号から第十四号までを一号での「別の上げ、同項第十五号中「社団 本一団 本一工号とし、同項中第九号を第八号とし、第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「団団 本一団 は、

哥

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第六号

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例施行規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

栃木県公安委員会委員長 小 林 一 成

栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例施行規則

(要加)

例一という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規則は、栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例(平成二十五年栃木県条例第三十号。以下「条

(身分を示す証明書)

第二条 条例第十条第二項に規定する警察官の身分を示す証明書は、警察手帳とする。

哥哥

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

調達等公告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年6月28日

栃木県知事 福 田 富 一

[掲載順序]

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

①平成25年度県議会本会議及び予算特別委員会テレビ中継業務 一式 ②栃木県議会事務局政策調査課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成25年5月24日 ⑤株式会社とちぎテレビ 栃木県宇都宮市昭和2-2-2 ⑥64,269,303円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年6月28日

栃木県下水道管理事務所長 毛部川 直 文

[掲載順序]

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1 種 1 号) 購入見込数量 $110k\ell$ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成25年 5 月23日 ⑤カメイ株式会社宇都宮支店 栃木県宇都宮市東簗瀬 1-28-1 ⑥77.175円(1ℓ 単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成25年 2 月 5 日 ① 最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年6月28日

栃木県総合教育センター所長 金 井 正

[掲載順序]

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

①栃木県総合教育センター研修・生涯学習用パソコンシステム 一式 ②栃木県総合教育センター 栃木県宇 都宮市瓦谷町1070 ③借入 ④平成25年5月22日 ⑤富士通リース株式会社関東支店 埼玉県さいたま市大宮 区錦町682-2 ⑥103,527,900円 ⑦一般競争入札 ⑧平成25年3月15日 ⑪最低価格

(会計局会計管理課)